

むらのカレンダー（6月1日～7月10日まで）

予定	日付	時間	場所
健康			
エアロビ教室	6 / 3		
	6 / 10		
	6 / 17	10:00	保健福祉総合センター
	6 / 24	10:00	保健福祉総合センター
	7 / 1		
けんこう運動教室 (ころばん運動教室)	6 / 5		
	6 / 19	13:00	保健福祉総合センター
	7 / 10		
けんこう運動教室 (はつらつ運動教室)	6 / 5		
	6 / 19	14:00	保健福祉総合センター
ゆっくり栄養教室	6 / 27	11:00	保健福祉総合センター
	6 / 7	10:00	保健福祉総合センター
いきいき栄養教室	6 / 13	11:00	保健福祉総合センター
男の栄養教室	6 / 5		
4種混合ワクチン予防接種	6 / 19	15:00	村国保病院
	7 / 3		
5種混合ワクチン予防接種	6 / 10		
	6 / 24	15:00	村国保病院
BCGワクチン予防接種	6 / 13	15:00	村国保病院
	6 / 21	15:00	村国保病院
B型肝炎ワクチン予防接種	6 / 28		
	6 / 12		
ヒブ・小児肺炎球菌 ワクチン予防接種	6 / 26	15:00	村国保病院
	7 / 10		
ロタウイルス ワクチン予防接種	6 / 11	15:00	村国保病院
	7 / 9		
水痘ワクチン予防接種	6 / 14	15:00	村国保病院
日本脳炎予防接種 (3歳～7歳6ヶ月対象)	6 / 6		
	6 / 20	15:00	村国保病院
	6 / 27		
日本脳炎予防接種 (9歳以上対象)	7 / 4		
	6 / 3		
日本脳炎予防接種 (9歳以上対象)	6 / 17	15:00	村国保病院
	7 / 1		
麻しん・風しん混合 ワクチン予防接種	6 / 7	15:00	村国保病院
	7 / 5		
子育て			
あそびの広場	6 / 5		
	6 / 12	10:00	鬼志別保育所
	6 / 26		
	7 / 10		
おはなし広場	6 / 20	10:00	鬼志別保育所
子育てサロン	6 / 19	15:00	鬼志別保育所
カフェの日	6 / 14	10:00	鬼志別保育所
子育て講座「フラダンス」	6 / 13	10:00	農村環境改善センター
子育て講座「自然探索会」	7 / 6	10:00	鬼志別保育所
インスタリアル動画配信日	6 / 25		Instagram
おでかけ広場「知来別」	6 / 4	10:00	知来別小学校公園
おでかけ広場「浜鬼志別」	7 / 9	10:00	さるふつ公園
イベント・その他			
体力測定会	6 / 11	18:30	農村環境改善センター
英会話教室【初級】	6 / 10	18:00	
	6 / 24		
英会話教室【中・上級】	6 / 10		役場（第5会議室）
	6 / 24	19:15	

なかよし号巡回			
日付	時間	場所	
6 / 10	10:00	知来別小学校	
	13:00	浜鬼志別小学校	
6 / 12	12:30	浅茅野台地	
	13:05	浅茅野小学校	
6 / 19	11:00	狩別	
	12:50	鬼志別小学校	
7 / 8	10:00	知来別小学校	
	13:00	浜鬼志別小学校	

戸籍の窓口

4月15日～5月14日までの届出
個人情報保護のため、本人・ご家族の希望があったものを掲載しています。(敬称略)

● ご結婚・・・いつまでもお幸せに

婚姻日	氏名	住所
4/27	葛西 海舟	浜鬼志別
	大岩 優梨	稚内市

● ご誕生・・・健やかに育ちますように

出生日	出生児	両親の名前	住所
4/22	佐藤 翠飛	利信・綾華	鬼志別南町

● ご寄附・・・善意をありがとうございます

村外の方から357件のふるさと寄附がありました。

● むらのうごき

令和6年5月1日現在（ ）内は前月比

世帯	男性	女性	人口
1,307世帯 (+30世帯)	1,267人 (+10人)	1,387人 (+23人)	2,654人 (+33人)

個人住民税の 定額減税を実施します



賃金上昇が物価高に追いついていない現状において国民の負担緩和を目的に、一時的な措置として令和6年度個人住民税の定額減税を実施します。 ■住民課税務係 ☎2-3133

定額減税の概要

▼対象となる方

前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

▼減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

※同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

定額減税の実施方法

給与所得に係る特別徴収
(給与所得者の方)

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分から令和7年5月分の11か月で均されます。



普通徴収
(事業所得者の方)

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。



合計所得金額1,805万円超の方や均等割額のみ課税者など、定額減税が適用されない方は、従来通りの徴収方法となります。

▼減税額については、納税通知書又は特別徴収税額通知書に記載があります。

▼定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。

▼減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。

給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。

▼所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。